

〈いただいた主なご意見の概要と区の考え方〉

□意見提出期間＝12月11日～1月10日 □意見提出件数＝5件(延16項目)

主なご意見の概要	区の考え方
<p>自転車及び歩行者は、原則として歩道部分の左側を通行し、追い越す場合のみ、安全確認のうえ右側を通行することを周知し、学校などでも教えてほしい。</p>	<p>道路交通法では自転車が歩道を走行するときは、車道寄りを徐行すると定められています。今後も小中学校での自転車安全利用実技講習会や区民向けの講習会などで歩道での通行方法も含めた、ルール・マナーの啓発を更に進めていきます。</p>
<p>交通ルールのなじみの薄い、普段クルマを運転しない方への啓発活動の推進が必要である。(商店会、町内会のイベントなどの機会に実施してほしい。)</p>	<p>警察と協力のもと実施している小・中学校での自転車安全利用実技講習会に加え、普段自転車のルール・マナーを学ぶ機会の少ない、社会人や学生を対象に平日夜間に自転車ルールに関する講習会を開催しています。また、商店街や町会、交通安全協会などと協力して街頭での啓発活動等も定期的に行っています。今後も関係機関や地域の団体と協力して啓発活動などを進めます。</p>
<p>赤信号の無視やスマホ操作など危険な運転を見かけるので、警察との連携による取締りの強化が必要である。また、自転車運転マナーの向上のために、街頭での啓発、指導が必要である。</p>	
<p>短時間利用者向けの小規模な駐輪場を更に整備していく必要がある。</p>	<p>短時間利用者向けの自転車駐車スペースは、既存の自転車駐車場の空きスペースなどを活用して整備を行っています。あわせて、商店街等の小規模な用地を活用した駐車スペースの整備や、民間の事業者などによる整備促進の方策を検討していきます。</p>

策定した、「杉並区自転車利用総合計画【改定】」の全文、いただいたご意見の概要と区の考え方は、区ホームページ(トップページ「区民等の意見提出手続き〈パブリックコメント〉」)で閲覧できます。そのほか、図書館、交通対策課(区役所西棟5階)、区政資料室(西棟2階)、区民事務所で平成29年4月10日まで閲覧できます(各閲覧場所の休業日を除く)。